



### 注意事項

- あなたの在留記録が正しいことを確認してください。
- 発行日が最新の在留資格証明書を提示してください。
- SAVE での確認用に使用できる移在留資格証明書を提示してください。

このガイドラインに従うことで、SAVE と公共サービス機関があなたの在留資格を直ちに確認することができます。

あなたの在留資格が直ぐに確認できない場合、公共サービス機関はあなたに後日もう一度来るよう依頼しますが、SAVE はあなたの在留資格の確認作業を続けています。この場合でも、あなたの在留資格が違法であるとか、公共サービス機関によるサービスやライセンスの提供が拒絶されたという意味ではありません。ただ、SAVE にあなたの記録をチェックする時間が必要であるというだけです。

SAVE の確認プロセスの詳細については、公共サービス機関の代表者に尋ねるか、SAVE のウェブサイト [www.uscis.gov/SAVE](http://www.uscis.gov/SAVE) から「Information for Noncitizens Applying for a Public Benefit (公共サービスを申請する非市民向け情報)」を参照してください。



U.S. Citizenship  
and Immigration  
Services

[www.uscis.gov/SAVE](http://www.uscis.gov/SAVE)



在留記録の更新または修正は、下記のサイトから。

<http://infopass.uscis.gov>

または、下記のサービスセンターにお電話ください。

ナショナル カスタマー サービスセンター

1-800-375-5283

公共サービスを受け  
るために -  
SAVE プロセスを  
理解しましょう



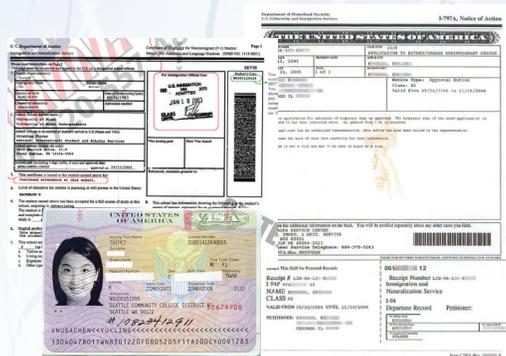
## SAVE プログラムとは何ですか？

あなたが非市民、帰化人あるいは派生市民である場合、公共サービス機関は、ソーシャル・セキュリティ・カード、居住支援、メディケイド、フードスタンプ、州発行の運転免許証などの公共サービスを提供する前に、SAVE (Systematic Alien Verification for Entitlements、外国人資格確認システム) を使ってあなたの在留資格を調査します。

SAVE は認定公共サービス機関にあなたの在留資格についての情報を提供します。公共サービス機関はあなたの在留資格その他の情報から、あなたにその公共サービス機関が提供するサービスを受ける資格があるかどうかを判断します。あなたに公共サービスを受ける資格があるかどうかを判断するために、SAVE の確認プロセスその他の要件に従うことは公共サービス機関の義務です。あなたに公共サービスを受ける資格があるかどうかを決定するのはSAVEではなく、公共サービス機関です。

## SAVE プログラムで確認できる事項：

- ・ ノン・イミгранト ステータス (非在留資格)
- ・ イミгранト ステータス (在留資格)
- ・ 帰化人および派生市民のアメリカ国籍



## 公共サービスやライセンス発行を申請する際にしなくてはならないことは何ですか？

- ・ 申請する前にあなたの在留記録が正しいことを確認してください。  
最近、氏名その他の個人情報を変更した場合、あるいは在留資格証明書の情報が正しくない場合は、在留記録を修正しなくてはなりません。まず初めに、<http://infopass.uscis.gov> のサイトからお住まいの地域の USCIS 入国管理所に予約を取ります。料金はかかりません。あるいは National Customer Service Center に電話：1-800-375-5283 して、より詳しい情報をお尋ねください。
- ・ 発効日が最新の在留資格証明書を提示してください。  
公共サービスを申請する際は、発効日が最新の在留資格証明書を提示してください。公共サービス機関が SAVE であなたの在留資格を確認しやすくなります。例えば、あなたが新しい労働許可証を受け取っている場合、期限切れの古い許可証ではなく、必ず新しい許可証を提示してください。

- ・ SAVE での確認用に使用できる在留資格証明書を提示してください。  
確認申請される最も一般的な在留資格証明書には次のようなものがあります。
  - ・ 米国籍の証明書
  - ・ DS-2019 (交流訪問者 (J-1) 資格証明書)
  - ・ I-20 (非移民 (F-1) 学生資格証明書)
  - ・ I-94 (出入国記録)
  - ・ 有効外国人パスポートの I-94 (出入国記録)
  - ・ I-327 (再入国許可証)
  - ・ I-551 (永住者カード)
  - ・ I-571 (難民旅行証明書)
  - ・ I-766 (労働許可証)
  - ・ 外国人登録番号または I-94 (出入国記録) 付き I-797A (申請受領書)
  - ・ 機械読取式移民ビザ (仮 I-551 言語)
  - ・ 帰化証明書
  - ・ 仮 I-551 スタンプ (パスポートまたは I-94)
  - ・ 有効外国人パスポート

このリストにすべての確認可能な在留資格証明書が記載されているわけではありません。このリストに記載されていない証明書をお持ちの場合は、公共サービス機関に提示してください。

# SAVE

